百々裏話（68）

おもて　あきら

〔明和改正謡本の周辺―その四〕

前回は明和改正本の主体をなす二一〇番の謡本の曲名を紹介し、曲目選定の面から明和本の特色を垣間見たが、同じことを独吟謡についても試みたい。

◎**明和独吟について**

明和改正謡本には、乱曲（薗曲）や小謡の類を集めた全九冊の独吟集が附属している。「独吟八十五曲目録」と題した目録（作者名を記す）一冊と、「独吟巻第一」から「独吟巻第八」までの八冊とから成り、原装は帙入りで、通常「明和独吟」と呼ばれている。各巻で内容を異にするので、巻ごとに曲名と特色を紹介してゆく。振仮名は原本に施されたもので、必要のないものは省略した。

【巻一】九曲のクセ謡を収める。いずれも万葉集の長歌に節付を加えたもので、目録も万葉の歌人を作者としている。曲名（括弧内は万葉集に於ける巻数、歌順、及び作者名）は次の通りである。

不尽（巻三・三一九・高橋虫麿。目録は作者を「金村」としている。）
豊明（巻一九・四二六六・大伴家持）
敏馬浦（巻六・一〇六五・田辺福麿）
芳野（巻六・一〇〇五・山部赤人）
祭神（巻三・三七九・大伴坂上郎女）
好可来（巻五・八九四・山上憶良）
所聞多祢（巻一六・三八八〇・能登国歌）
深江石（巻五・八一三・山上憶良）
香菓（巻一八・四一一一・大伴家持）

振仮名が無ければ読み方に困惑する曲名が多いが、祭神は原歌の前書に「祭レ神歌」とあるのに基づき、香菓は原歌の中に「香久之菓子」とあるのを要約し、所聞多祢は原歌の戯訓の採用であるなど、根拠の無い読ませ方ではない。但し好可来は、「好去好来歌」と題されているのと歌の末句の「幸くいまして早帰りませ」とを結合させた題名らしいが、なぜサキカウと読むのか不審である。意はイッテラッシャイに近い。この曲のみが二段グセで他は一段。すべてクリやサシを持たない。現在の通説とは異なる訓が採用されている点は多いが、原歌の文句を少しも変更せずに収めており、文字づかいにも原歌の影響が多い。

【巻二】いわゆる乱曲謡で、左の九曲を収める。いずれも以前から謡われていた曲。

玉取・近江八景・和国・四季・鼓滝・香椎・一字題（定家一字題）・真方・蛙
【巻三】これも乱曲謡で、左の十曲を収める。
重盛（内府）・兵・揃・経山寺・島廻・八雲・上宮太子・反魂香・砥波山（太刀堀前半）・倶利伽羅落（太刀堀後半）・笠取
八雲が俊成忠度のサシ・クセを改作した曲である以外は、以前から謡われていた乱曲。
【巻四】これまた乱曲謡で、左の十二曲。
美人揃・妻戸・当願暮頭・鳥羽殿（隠岐院前半）・隠岐院（後半）・星・由良湊（由良物狂前半）・佐夜中山（由良物狂後半）・更科・横山・博多物狂・五輪砕
当願暮頭のみは従前の乱曲集に含まれず、明和に新収した曲らしい。
【巻五】乱曲の中でも特に重視されている、西国下・東国下・泊瀬六代の、いわゆる「三曲」を収める。
【巻六】特殊な謡い物を集成した巻らしく、左の十四曲を収める。
生田川（旅の次第から上歌まで）
薬水（養老のクリから上歌まで）
外浜風（善知鳥の小書謡）
法楽（目録に氏信作とする下歌・上歌）
松竹（既存の小謡に基づく新作らしいロンギ謡）
葛袴（世阿弥伝書「五音」所収の、観阿弥作曲の同名曲に基づいて改作した曲）
浦下部（番外曲浦上のクルイの段）

照日宮（花筐の安閑止の際の小書謡）
雪　山（世阿弥伝書「五音」所収の謡い物）
寂光院（大原御幸の小書謡）
飛　火（采女の次第・上歌と。語り・上歌。後半は世阿弥「五音」にも飛火の名で所収。）
橋　柱（サシ・上歌のみの短曲）
自然物狂（世阿弥伝書「五音」所収の古曲自然居士の説法の段）
賢女鏡（松山鏡のクリ・サシ・クセ）

右の如く、古作の謡い物や小書謡や所演曲の一部や出所不明の曲やらが雑然と同居しており、極めて問題の多い巻。

【巻七】一曲の例外はあるが、季節に題した祝言小謡の集成で、左の二十五曲を収める。

青春（春）・三元　元旦　・人日　正月七月）
桃花節（三月三日・上巳　同上）・三月尽・
朱夏　夏　・更衣　四月一日　・泛蒲節（五月五日）・端午　同上　・夏祓（六月晦日）・素秋　秋　・羅綺節　七夕）・乞巧夕（同上）・
星夕　同上　・中秋節（八月十五夜）・三五夕　同上）・陽数節・　九月九日）・重陽　同上）・
九月十三夜・九月尽・玄冬（冬）・初雪・
歳暮・歌人意

末尾に位置する歌人意のみは季節とは無関係で、新千載和歌集巻十八・二一三三番の大炊御門右大臣（藤原冬信）の長歌に節付を加えた曲。少々文句を改めている。二十四曲の祝言謡はサシ・下歌・上歌の構成を持つものが多く、観世宗家蔵の古写本『四季祝言』（世阿弥時代の祝言謡の集成と見られる）の影響下にある曲が半数に近い。

【巻八】目録には「習三読物」と題し、

勧進帳・起請文・願書

の三曲を収める。

以上、八冊八十五曲が明和独吟の内容である。巻二・三・四・五・八の五冊分は明和以前の曲舞集や乱曲集とほぼ同質で、所収の曲目にも大差は無いが、巻一・六・七の三冊分はかなり異質である。乱曲（蘭曲）の名を使用しなかったことについて、元章は目録の末尾で、「今此類を蘭曲といふ、抑蘭曲優曲閑曲といふは、至れる上に此三の姿ある事にてうたふ人を外より称美せる詞也、然るを俗に蘭曲をうたはんなどいふ事、あるべからず、故に独吟の曲と題せり」と述べているが、従来の乱曲（蘭曲）の概念からはみ出す謡い物を多く収載したことも、かなり影響しているのではなかろうか。

それはともあれ、右の三冊には、新改正にあたっての元章の基本的な態度が、通常の謡本の場合以上に鮮明に現れているように思われる。まず巻一で万葉集の長歌を文句も改めずに謡い物として採用しているのは、元章の極端な古典尊重の態度の現われと言えよう。五七調の歌を七五調を基調とする謡曲の八拍子にあてはめる不自然さや、生硬な古語を連ねた難解さなどの弊害よりも、国学全盛期を背景とする古典尊重の立場の方が優先されたらしい。また、巻六の古作の謡い物の復活が世阿弥伝書『五音』に基づくと考えられることや、巻七の祝言謡が観世家蔵『四季祝言』の影響下にあることは、元章が家蔵の書物をよく調査していたことを示すと同時に、改正が古風尊重・復古主義の立場からのものであることを示していよう。巻一や巻七の曲名に見られる行き過ぎた衒学的傾向も見のがせない。その他、復曲をも含めた新曲の採用も巻一・六・七に顕著であり、目録に「元章作」としてはいないものの、実質上は元章作と考えるべき曲が多い。明和改正謡本の特色はすべて明和独吟に縮約されていると言ってもよいであろう。

（44・7・3）